

講習のご案内

2024年4月
～2024年9月
講習日程表



安全は企業の宝、資格は一生の財産。
資格で「差」をつけよう!!

「未来に向けてステップアップしたい!」…
まず、資格取得から始めてみませんか?
キャタピラー教習所では、安全第一をモットーに
ベテランの講師陣がお応えします。



豊橋教習所のホームページは
こちらから



技能講習

- 車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削用) ▶ 機体質量3トン以上の油圧ショベル、ブルドーザ、トラクタショベル等の運転
- 車両系建設機械(解体用) ▶ 機体質量3トン以上のブレイカおよび鉄骨切断機等の運転
- 不整地運搬車 ▶ 最大積載質量1トン以上の不整地運搬車の運転
- 玉掛け ▶ つり上げ荷重1トン以上の玉掛け
- 小型移動式クレーン ▶ つり上げ荷重1トン以上5トン未満
- 高所作業車 ▶ 作業床高さ10m以上
- フォークリフト ▶ 最大荷重1トン以上
- ガス溶接 ▶ 経験・受講資格は問いません
- 作業主任者 ▶ 木造建築物の組立て 鉄骨の組立て
コンクリート解体 地山土止め 足場の組立て

特別教育 安全衛生教育等 (労働安全衛生法第59条・60条・60条の2)

受講申込み

- 申込方法 ▶ 受講人数に制限があります。事前の仮予約を電話、または、ホームページからお願い致します。(TEL.0532-65-5151)
▶ 指定の申込書に必要事項記載の上、受講開始の1週間前までに、ご持参(または郵送)ください。
- 受講料 ▶ 受講開始日の1週間前までにご持参(またはお振込み)ください。尚、振込手数料はご負担の程、お願い致します。
振込先 キョウシュウジヨ
キャタピラー教習所株式会社
豊橋信用金庫 二川支店 普通預金No.1147837
- 開講時刻 ▶ 車両系解体は AM 7:50
その他講習は AM 8:05
※遅れた場合は受講できません。
- 持参品 ▶ **自動車運転免許証、当教習所発行の修了証等(当日のご本人確認用)**
※技能講習受講での免除に係る修了証は必ずご持参ください。
筆記用具(鉛筆・消しゴム等)
電卓(特に玉掛け技能講習受講の方)
実技に適した服装
※ヘルメットは貸し出しあり
- その他 ▶ 変更・キャンセルなどは必ず事前にご連絡ください。
▶ ご連絡等無く当日欠席の際は受講料金の返金はできません。
▶ 外国籍の方は事前にご相談ください。
▶ 受講票は送付しません。

愛知労働局長登録教習機関

キャタピラー教習所株式会社
東海教習センター 豊橋教習所 駐車場をご用意しています

〒441-3155 愛知県豊橋市二川町字川田23-1

TEL.(0532)65-5151 FAX.(0532)65-5152

e-mail:cot-tokai@jpnecat.com URL https://cot.jpnecat.com/kyoten/?k=9

インターネットからも予約OK!

キャタピラー教習所

検索

■技能講習 受講資格 / 講習時間 / 受講費用 (消費税込)

車両系建設機械(整地・運搬・積込み用および掘削用) 助 第1252号 機体質量3t以上の油圧ショベル、ブルドーザ、トラクタショベル等 2029.3.30							
コース	受講資格	日数	講習時間		受講費用	内 訳	
			学科	実技		受講料	テキスト代
38H	・未経験者	5日	13H	25H	116,000円	113,600円	2,400円
18H	・自動車運転免許なし + 小型車両系特別教育修了後6ヶ月以上経験有 ※特別教育・実務経験証明要	3日	13H	5H	55,000円	52,600円	
14H	・大型特殊自動車運転免許有 + 自動車運転免許有 + 特別教育修了後3ヶ月以上経験有 ※特別教育・実務経験証明要 + 不整地運搬車運転技能講習修了者	2日	9H	5H	49,000円	46,600円	

高所作業車 助 第1256号 作業床高さ10m以上 2029.3.30							
コース	受講資格	日数	講習時間		受講費用	内 訳	
			学科	実技		受講料	テキスト代
17H	・自動車運転免許なし	3日	11H	6H	60,000円	57,600円	2,400円
14H	・自動車運転免許有 + 以下修了証等いずれか保有 フォークリフト、不整地運搬車車両系建設機械(整地用、解体等)	2日	8H	6H	54,000円	51,600円	
12H	・移動式クレーン運転士免許有 + 小型移動式クレーン運転技能講習修了者	2日	6H	6H	52,000円	49,600円	

車両系建設機械(解体用) 助 第1253号 機体質量3t以上のブレーカおよび鉄骨切断機等の運転 2029.3.30							
コース	受講資格	日数	講習時間		受講費用	内 訳	
			学科	実技		受講料	テキスト代
5H	・車両系建設機械(整地等)運転技能講習修了者	1日	3H	2H	24,000円	21,600円	2,400円

フォークリフト 助 第1268号 最大荷重1t以上 2029.3.30							
コース	受講資格	日数	講習時間		受講費用	内 訳	
			学科	実技		受講料	テキスト代
35H	・自動車運転免許なし + 未経験者	5日	11H	24H	52,000円	49,600円	2,400円
31H	・自動車運転免許有 + 未経験者	4日	7H	24H	48,000円	45,600円	
15H	・自動車運転免許なし + 特別教育修了後6ヶ月以上経験有 ※特別教育・実務経験証明要	3日	11H	4H	34,000円	31,600円	
11H	・大型特殊自動車運転免許有 (カタビラ限定を除く) + 自動車運転免許有 + 特別教育修了後3ヶ月以上経験有 ※特別教育・実務経験証明要	2日	7H	4H	26,000円	23,600円	

不整地運搬車 助 第1254号 最大積載質量1t以上の不整地運搬車の運転 2029.3.30							
コース	受講資格	日数	講習時間		受講費用	内 訳	
			学科	実技		受講料	テキスト代
15H	・自動車運転免許なし + 特別教育修了後6ヶ月以上経験有 (小型建設機械/小型不整地運搬車) ※特別教育・実務経験証明要	3日	11H	4H	53,000円	50,600円	2,400円
11H	・大型特殊自動車運転免許有 + 自動車運転免許有 + 特別教育修了後3ヶ月以上経験有 (小型建設機械/小型不整地運搬車) ※特別教育・実務経験証明要 + 車両系建設機械(整地用等/解体)運転技能講習修了者	2日	7H	4H	48,000円	45,600円	

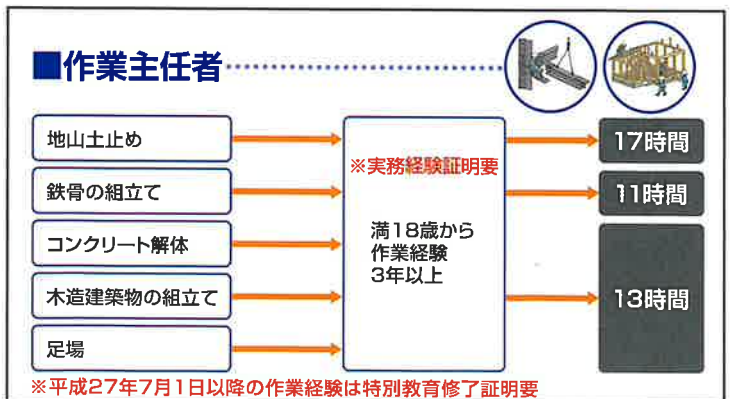
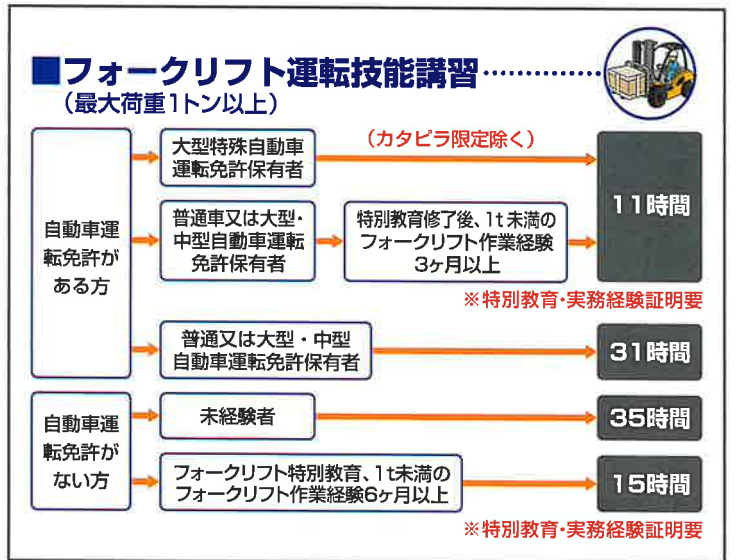
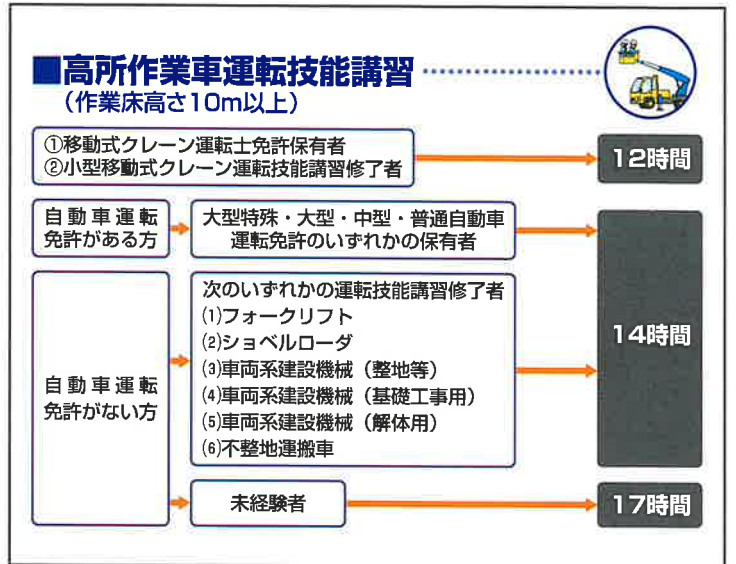
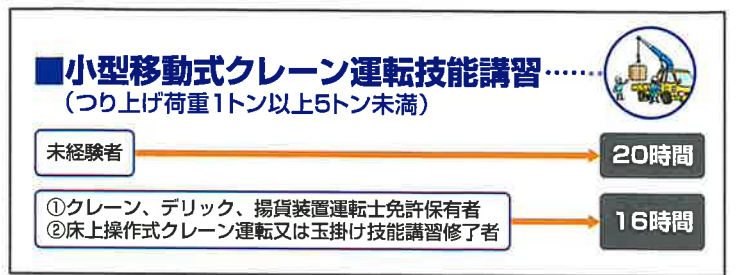
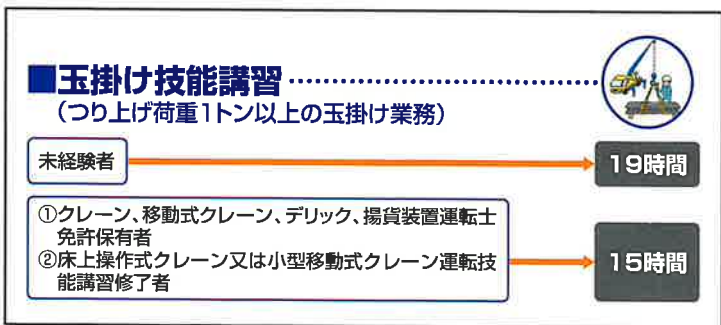
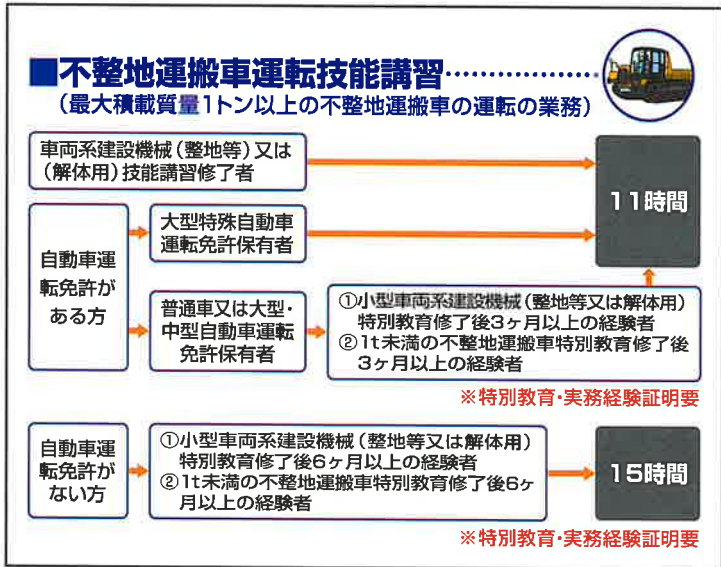
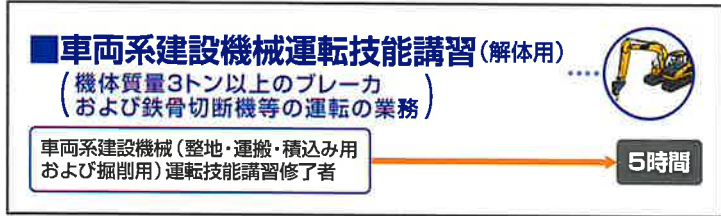
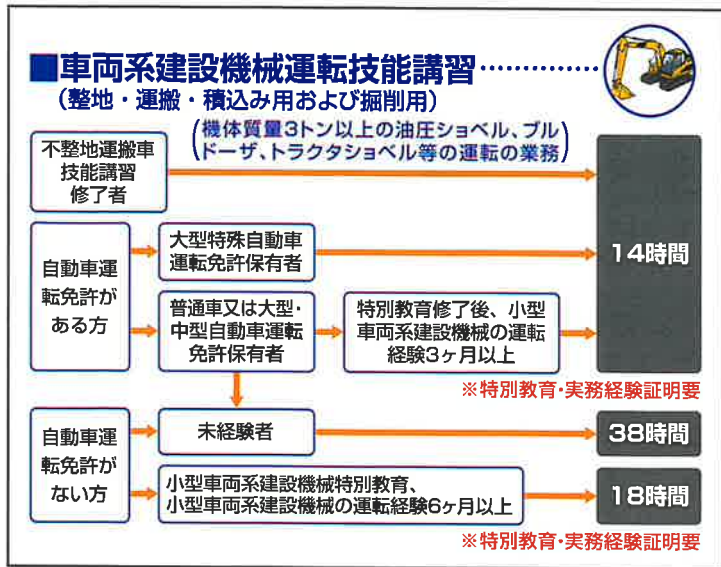
ガス溶接 助 第1313号 2029.3.30							
コース	受講資格	日数	講習時間		受講費用	内 訳	
			学科	実技		受講料	テキスト代
13H	・未経験者	2日	8H	5H	28,000円	25,600円	2,400円

玉掛け 助 第1255号 つり上げ荷重1t以上 2029.3.30							
コース	受講資格	日数	講習時間		受講費用	内 訳	
			学科	実技		受講料	テキスト代
19H	・未経験者	3日	12H	7H	36,000円	33,600円	2,400円
15H	・クレーン、移動式クレーン、デリック、揚貨装置運転士免許有 + 床上操作式クレーン、または、小型移動式クレーン運転技能講習修了者	3日	9H	6H	31,000円	28,600円	

作業主任者							
コース	受講資格	日数	講習時間		受講費用	内 訳	
			学科	実技		受講料	テキスト代
地山の掘削および土止め支保工 第1319号 2029.3.30	満18歳から作業経験3年以上	3日	17H	-	38,000円	35,600円	2,400円
建築物等の鉄骨組立 第1350号 2029.3.30		2日	11H	-	25,000円	22,600円	2,400円
コンクリート造工作物の解体等 第1321号 2029.3.30		2日	13H	-	25,000円	22,600円	2,400円
木造建築物の組立 第1364号 2029.3.30		2日	13H	-	25,000円	22,600円	2,400円
足場の組立て等 第1320号 2029.3.30		2日	13H	-	25,000円	22,600円	2,400円

小型移動式クレーン 助 第1257号 つり上げ荷重1t以上5t未満 2029.3.30							
コース	受講資格	日数	講習時間		受講費用	内 訳	
			学科	実技		受講料	テキスト代
20H	・未経験者	3日	13H	7H	48,000円	45,600円	2,400円
16H	・クレーン、デリック、揚貨装置運転士免許有 + 床上操作式クレーン運転、または、玉掛け技能講習修了者	3日	10H	6H	43,000円	40,600円	

※講習の種類欄の番号は愛知労働局長登録番号です。
 ※登録番号有効期限は2029年3月30日です。
 ※金額は全て税込です。
 ※受講資格で「※特別教育・実務経験証明要」に該当の場合は別途(講習の一部免除申請書)が必要ですので、ご連絡ください。
 ※特別教育修了の申請で虚偽があった場合は修了証を返還しなければなりません。
 ※受講費用、申込書等を期限までに納付いただけない場合、受講できません。
 ※遅刻、早退、欠席および試験不合格は欠格となり、受講費用の返金はされません。
 ※学科・実技試験に不合格の場合、希望された際は1回に限り有料で、補講・再試験受講が可能です。



※特別教育・実務経験証明要に該当の場合は別途(講習の一部免除申請書)が必要ですので、ご連絡ください。
※実務経験証明要について事業主本人が本人を証明することはできません。

特別教育・安全衛生教育等のご案内(講習科目・講習日数・受講料について)

(労働安全衛生法第59条及び60条等)

安衛則第36条	講習科目	機種・講習内容・受講対象者等	講習内容(時間・日数)	受講料(税込)	講習科目	機種・講習内容・受講対象者等	時間・日数	受講料(税込)
第1号	自由研削砥石	自由研削砥石の取替え・試運転業務	学科・実技(6H/1日)	15,000円	安全衛生教育等	刈払機	刈払機取扱従事者	6H/1日 15,000円
第4号	低圧電気取扱	直流750V・交流600V以下の充電回路の敷設・修理・清掃・開閉器操作業務	学科・実技(14H/2日)	25,000円		振動工具	チェーンソー・刈払機以外の振動工具取扱従事者	4H/1日 13,000円
第9号	小型車両系建設機械	機体重量3トン未満の車両系建設機械(整地等)の運転操作業務	学科・実技(13H/2日)	21,000円		有機溶剤	有機溶剤取扱従事者	4.5H/1日 14,000円
第10号	締固め用機械(ローラー)	機体質量制限無し	学科・実技(10H/2日)	21,000円		携帯丸のこ	携帯丸のこ盤、携帯用丸のこ、搬式のご等取扱従事者	4H/1日 14,000円
第10号-5	小型高所作業車	作業床高さ10m未満の高所作業車の運転操作業務	学科・実技(9H/2日)	23,000円		木造解体作業指揮者	木造建築物解体工事の作業指揮者等従事者	6H/1日 15,000円
第11号	巻上げ機(ウインチ)	動力巻上げ機の運転操作業務	学科・実技(10H/2日)	19,000円		職長・安全衛生責任者	新たに職務に就く事となった職長及び安全衛生責任者	14H/2日 25,000円
第15号	小型クレーン	吊上荷重5トン未満のクレーンの運転操作業務	学科・実技(13H/2日)	21,000円		職長教育	新たに職務に就く事となった職長	12H/2日 19,000円
第26号	酸素欠乏危険作業	酸素欠乏危険作業(硫化水素含む)従事者	学科(5.5H/1日)	14,000円		安全衛生責任者教育	新たに職務に就く事となった安全衛生責任者	7H/1日 15,000円
第29号	特定粉塵	特定粉塵環境業務	学科(4.5H/1日)	14,000円		安全管理者選任時研修	安全管理者として新たに選任された者、又は選任間もない(2年未満)者	9H/1.5日 23,000円
第37号	石綿解体	石綿等使用の建築物等の解体業務	学科(4.5H/1日)	14,000円		熱中症予防安全衛生教育	高温多湿場所作業者の指導・管理者(作業者含む)	3.5H/0.5日 11,000円
第39号	足場特別教育	足場の組立・解体又は変更の作業に係る業務	学科(6.0H/1日)	14,000円	はい作業従事者	荷役運搬機械等を使用して"はい作業"に従事されている作業者	5H/1日 13,000円	
第40号	ロープ高所	法面等でのロープ高所作業	学科・実技(7H/1日)	15,000円	職長能力向上	職長・安全衛生責任者能力向上教育(5年以上の職長経験者)	5.67H/1日 14,000円	
第41号	フルハーネス型墜落制止用器具	作業床のない高所での作業	学科・実技(6H/1日)	14,000円	車両系建設機械安全衛生教育	再教育 車両系建設機械運転技能講習修了後概ね5年経過経験者	6H/1日 15,000円	
第5号-4	テールゲートリフター	テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業	学科・実技(6H/1日)	16,000円	フォークリフト安全衛生教育	再教育 フォークリフト運転技能講習修了後概ね5年経過経験者	6H/1日 15,000円	
					玉掛け安全衛生教育	再教育 玉掛け技能講習修了後概ね5年経過経験者	5H/1日 15,000円	

人材開発支援助成金制度のご案内

助成金制度とは…

※雇用保険被保険者数20人以下の場合。

建設業に携わる中小企業の事業主の方が従業員の技術向上のために、技能講習を受講させた場合に、その受講料の一部と賃金(日当)の一部が助成される、事業主にとってお得な制度です。

■建設業とは下表の28種類等をいいます

土木工事業	ガラス工事業	さく井工事業	しゅんせつ工事業
屋根工事業	大工工事業	消防施設工事業	内装仕上げ工事業
塗装工事業	管工事業	石工事業	熱絶縁工事業
板金工事業	造園工事業	舗装工事業	鋼構造物工事業
建築工事業	水道施設工事業	建具工事業	タイル、れんが、ブロック工事業
電気工事業	左官工事業	清掃施設工事業	機械器具装置工事業
防水工事業	鉄筋工事業	簾・土工事業	電気通信工事業

■助成金を受けることのできる事業主

- ① 資本金3億円以下または従業員が300人以下の建設事業主。
 - ② 雇用保険率1,000分の18.5(2023年12月現在)に加入している雇用保険適用事業所。
 - ③ 受講者は、申請事業主の従業員で、かつ雇用保険に加入していること。
- ※管轄労働局またはハローワークに「助成金支給申請書類一式」を提出し認定を受けた場合に支給されます。

■助成金の申請方法

- ① 助成金を利用される場合は、必ず予約時に利用の旨を弊社にお伝えください。
- ② 受講修了後、請求に必要な書類一式を後日郵送致します。
- ③ 必要な書類にご記入後、貴社所在地の労働局へ講習修了日から2カ月以内に請求してください。

詳しいお問い合わせ先 ▶ 愛知労働局あいち雇用助成室 Tel.052-219-5518
● 静岡労働局職業対策課分室 Tel.054-271-9970

講習実施場所のご案内

